

賃金規程の一部改正について 提案を受ける

1. 改正の趣旨（目的）

育児休職の取得を推奨する育児介護休業法の改正の趣旨にあわせ、育児休職を取得しやすい環境を作るために、賃金規程の一部改正を行うものとする。

2. 改正の内容

(1) 復職給の廃止

第14条に定める復職給について廃止するものとする。

(2) 昇給の適用範囲の変更

昇給実施日現在において休職中の者（自己都合休職、公職休職、刑事休職、退職前提休職を除く）についても昇給を実施するものとする。

(3) 昇給所要期間の変更

4月1日までの昇給所要期間の経過が1年未満の場合は次の算式により算定して得た額を昇給から減ずるものとする。算定して得た額に100円未満の端数を生じる場合、これを切り捨てる。

昇給所要期間内において休職期間（病気休職、待命休職、育児休職、介護休職に限る。）の合計が274日を超える場合に限り、休職期間を274日として計算する。

$$\text{当該昇給額} \times ((365 - \text{所要期間}) / 365)$$

3. 実施時期

2022年10月1日から適用する。